

環境管理事業センター だより

No.18

2012 年号

平成24年10月24日 第74回理事会

基本財産の処分について承認をいただきました。



第74回理事会

目次

- ◆現在の基本財産等の状況…………… 2
- ◆公益法人制度改革への対応…………… 2
- ◆基本財産の処分に係る議案
(処分理由及び経緯) …………… 2
- ◆センターの紹介…………… 4
- ◆お知らせ…………… 4

はじめに

晩秋の候、みなさま方におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

当センターでは、平成24年3月26日第71回理事会において公益財団法人に移行することを決定し、平成25年4月の移行を目指し準備を進めております。

その一環として、平成24年10月24日の第74回理事会において基本財産の処分について承認をいただ

き、今後、県の認可を受けて、今年度中に基本財産の一部取崩しを行うこととなります。

つきましては、現在の基本財産等の状況、公益法人制度改革への対応、処分に係る議案（処分理由及び経緯）についてお知らせさせていただきますので、会員の皆様の御理解をいただきますようお願いいたします。

現在の基本財産等の状況

- (1) 基本財産・・・196,103,321円 (平成24年10月現在)
- (2) 抛出現況・・・総額289,630,000円 (基本財産2/3、運営基金1/3)
- 100,000,000円(鳥取県)
 - 50,000,000円(県内19市町村)
 - 139,630,000円(各種団体・県内事業者等、約1,550)
- 平成9年度までに消費
-

運営基金は基本財産の運用益とあわせて、当初計画(青谷計画)の開業までを賄うこととしていましたが、青谷計画の頓挫により開業見込みが大幅に遅れることとなったため、平成6年度設立から平成9年度の間ですべて使い切ってしまう、平成9年度以降平成17年度まで県から、運営資金等の借入れを行いました。

また、平成15年度からは人件費補助金を、平成18年度以降は運営費補助金を県から受けることとなりましたが、現在、基本財産を大幅に上回る県貸付金残高258,091,788円が未返済となっており、平成24年3月決算で61,735,768円の債務超過となっています。

公益法人制度改革への対応

平成18年6月に公益法人制度改革に関する3つの法律が公布され、現存の公益法人は、平成20年12月から平成25年11月末日までの5年間に、「一般財団法人」が「公益財団法人」への移行をしなければならなくなりました。移行しない場合、その法人は自動的に解散することになります。

一方、最終処分場の確保について検討を進めた結果、環境プラント工業を事業主体(施設設置・運営)とし、センターが公共関与(搬入物事前審査等)する事業提携方式で計画を進めることとなり、当センターを存続させる必要がありますが、一般財団法人では認知度も低く公共関与の位置づけが弱くなる等のことから、平成24年3月26日第71回理事会において、公益財団法人への移行を目指す基本方針を決定しました。

ただし、前記のような債務超過の状況では法人移行ができないことになり、当センターを存続させることが出来なくなってしまう。このため、次の基本財産処分議案のとおり、基本財産の一部を処分するとともに、県に債務の一部を免除していただくことにより、センターを公益財団法人に移行し存続させることとしました。

会員の皆様からいただいた、貴重な基本財産の一部を取崩すことになり大変心苦しく思いますが、処分場の確保という大目的を達成するため、止むを得ない措置であることを御理解いただきたいと存じます。

また、処分場が完成しましたら、会員の皆様に積極的に御利用いただきたいと存じます。引き続き御支援をいただきますようお願いいたします。

基本財産の処分に係る議案 (処分理由及び経緯)

平成24年10月24日
 (財)鳥取県環境管理事業センター
 第74回理事会承認

基本財産の処分について

財団法人鳥取県環境管理事業センターの公益財団法人化に伴い、寄附行為第8条の規定により、次のとおり基本財産の一部を処分(取崩し)することについて承認を求める。

1 基本財産の額及び処分(取崩し)額

・当センターの基本財産は、寄附行為第6条の規定により、以下のとおりとなっている。

イ 設立当初の財産目録の基本財産の部に記載された財産	20,550,000円
ロ 基本財産とすることを指定して寄附された財産	175,553,321円
ハ 理事会が運用財産から基本財産への繰入れを決定した財産	0円
計	196,103,321円

処分(取崩し)額	176,103,321円
----------	--------------

2 処分理由

産業廃棄物最終処分場は、本県の健全な産業活動にとって必要不可欠な産業基盤であるが、地域住民の環境意識の高まりに加えて、景気の低迷により、民間事業者の自己努力のみでは整備が困難な状況にある。

このため、平成6年に県、市町村、民間団体及び事業者の共同出資により当センターは設立され、2度にわたる建設計画の断念を経て、ようやく平成24年2月に民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式による「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針」を決定するに至った。

この整備方針では、これまでの経過を踏まえ、最終処分場は地域の信頼と処分場の安全性の確保が何よりも重要であることから、民間事業者による適正な運営に加えて、公共性を加味した安全・安心な運営体制を目指すこととし、センターは公共関与として、搬入される廃棄物の事前審査を担うこととしている。

このため、現在、センターは、県の運営資金貸付金等により債務超過の状況にあるが、地域の信頼を得ながら公的使命を果たし、環境保全に配慮した最終処分場を実現していくためには、債務を整理し持続可能な経営を行っていく必要がある。

そのための措置として、センターは県貸付金残高258,091,788円のうち基本財産を可能な限り取り崩して138,091,788円を一括償還することとし、残りの債務120,000,000円について免除を県に要請していたところ、平成24年9月県議会で債務の免除が了承されたものである。

以上のことから、センターは基本財産を取り崩し、県に対する債務を整理するとともに、当分の間、県からの職員派遣が必要であることから、当該派遣職員に対して当センターが支払う給与を含む特定事業のための積み立て等に38,011,533円を充てるものである。

なお、センターは法人としての公的な信用力を一層高めるため、平成25年4月を目途に公益財団法人への移行を目指しており、その要件の一つとして健全な財務状況とすることが求められている。

3 経緯

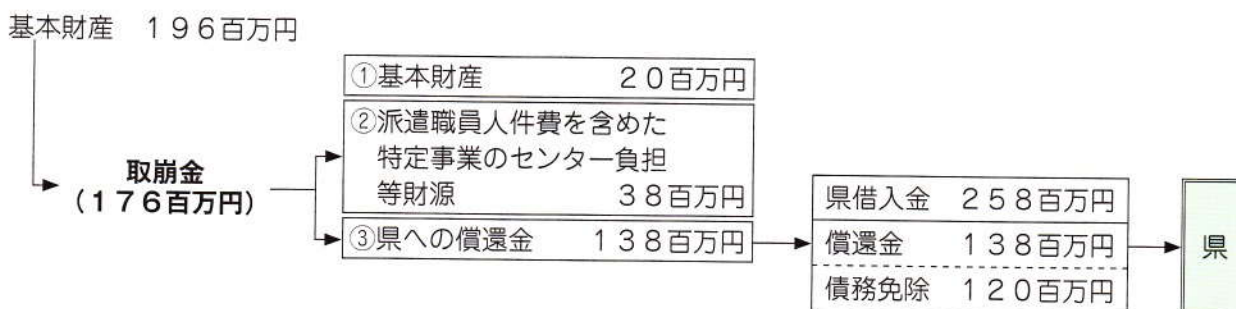
H24. 3.26 (第71回理事会)	「公益法人制度改革にかかる基本方針」の承認 ・平成25年4月を目途に、公益財団法人への移行を目指すこととする。
H24. 7.17 (第73回理事会)	「鳥取県からの長期借入金の一部債務免除の要請」の承認
H24. 8. 3	知事宛の要請文を生活環境部長に要請提出 【要請内容】 産業廃棄物管理型最終処分場の確保に向けて、財団法人鳥取県環境管理事業センターを存続するため、県からの長期借入金の一部債務免除について、次のとおりお願いします。 債務免除要請額：120,000,000円 (借入残高：258,091,788円)
H24.10.12	9月県議会で「債務の免除について」議決

4 センターの財務状況及び債務処理方法

1) センターの財務状況 (金額は概数：平成23年度末)

- ・ 固定資産 196,356千円 (うち基本財産：196,103千円)
- ・ 固定負債 258,092千円 (平成9～17年度の鳥取県貸付残高)
- ・ 正味財産 ▲ 61,736千円 ⇒ 法人存続のためには、3百万円以上が必要

2) 債務処理方法 (金額は概数)



【参考】「財団法人鳥取県環境管理事業センター寄附行為」(抜粋)

第2章 資産及び会計

(資産の種類)

第6条 資産は、次の2種とし、それぞれに定める財産をもって構成する。

(1) 基本財産 次の財産

- イ 設立当初の財産目録の基本財産の部に記載された財産
- ロ 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- ハ 理事会が運用財産から基本財産への繰入れを決定した財産

(2) 運用財産 基本財産以外の財産

(基本財産の処分等の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、鳥取県知事の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

センターの紹介……………

財団法人鳥取県環境管理事業センターは、産業廃棄物処分場の確保等を行うことにより、県内産業の健全な発展と将来にわたる県民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的として、平成6年12月27日、県、市町村、関係事業者の出捐で設立された「官民協調の第三セクター」です。



お知らせ……………

皆様の産業廃棄物処分場問題に関する御意見をお聞かせ下さい。

センターホームページでは、センターの御案内や事業内容なども掲載しております。当ホームページへは表紙のアドレスにアクセスするか、「環境管理事業センター」で簡単に検索できます。たくさんの方々のアクセスをお待ちしています。

また、センターへ御意見や御提案のある方は、住所氏名を記載の上、郵送、Faxもしくはメールで表紙の宛先までお送りください。